

第1回府中市障害福祉計画検討協議会 会議録

■ 日 時：平成18年6月7日（水） 午後7時00分～9時00分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第4会議室

■ 出席者：（敬称略）

＜委員＞

丸山一郎、於保真理、松村英幸、原田美江子、雛倉佳代子、山内一也、
望月友子、西城智、佐藤一幸、西海洋一、津山信夫、千葉俊之

＜事務局＞

福祉保健部長・福祉保健部次長・障害者福祉課長、
自立支援担当主幹・障害者福祉課長補佐・志摩主事・大木主事

■ 議 事

- 1 開会・委員依頼
- 2 市長挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 障害福祉計画検討依頼
- 6 議題

（1）障害福祉計画策定の趣旨について

（2）府中市障害福祉計画策定スケジュールについて

（3）次回日程について

（4）その他

■ 資 料

資料1 府中市障害福祉計画検討協議会委員名簿

資料2 府中市障害福祉計画検討協議会設置要綱

資料3 障害福祉計画について

資料4 府中市障害福祉計画策定スケジュール（案）

1 開会・委員依頼

事務局：本日は、お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただ今より、第1回府中市障害福祉計画検討協議会会議を始めさせていただきます。委員依頼状につきましては、本来は市長から委員の皆様へ直接お渡しすべきものですが、簡略化させていただき、お机の上に置かせていただきました。

2 市長挨拶

この度、皆様におかれましては、府中市障害福祉計画検討協議会委員をお願いしましたところ、快くお引き受けいただき、本日、ご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、市政の各般にわたりまして、ご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ご案内のとおり、本年4月に障害者自立支援法が施行され、障害の種別にかかわらず、必要なサービスを利用できるよう、サービス利用の仕組みが一元化されるとともに、施設・事業が再編されました。また、就労支援が強化される等の抜本的な制度改正も行われました。

この度、皆様にご検討いただきます障害福祉計画は、全国の都道府県及び市町村が一斉に策定するもので、施設入所者の地域社会への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるために、平成23年度における数値目標を設定するとともに、平成18年度から平成20年度までの3年間の指定障害福祉サービス等の必要量の見込みや市が実施する地域生活支援事業の内容等を定めるものです。

本市といたしましては、今後も障害のある方々が安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めてまいり所存でございますので、皆様におかれましても、この協議会でそれぞれの立場から貴重なご意見を賜り、障害福祉計画の策定にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

3 委員自己紹介

(事務局紹介)

事務局：本協議会につきましては、14人の方々に委員をお願いしております。着席順に自己紹介をお願いいたします。なお、本日は、正田委員、井上委員が、ご都合がつかず欠席されています。丸山委員からお願いします。

委員：埼玉県立大学で教えております。かつて府中市で障害者計画の委員を務めた縁で参加しました。

委員：神奈川工科大学で非常勤講師として障害者福祉論を教えております。丸山委員から

の紹介で、参加しました。

委員：根岸病院の院長をしております。

委員：多摩府中保健所保健対策課長をしております。

委員：都立府中朝日養護学校の校長をしております。福祉だけでなく教育の部門でも、子供たちが地域で暮らせる支援をしていきたいと思いをします。

委員：府中公共職業安定所で障害者の職業紹介の窓口を担当しております。

委員：府中市民生委員児童委員協議会の第5地区副会長をしております。

委員：府中市社会福祉協議会職員で、市立心身障害者福祉センターに勤務しております。

委員：東京都精神障害者団体連合会副代表、TKS多摩セルフヘルプグループ世話人、白梅メンバー会相談役をしています。

委員：社会福祉法人あけぼの福祉会・府中生活実習所の職員です。

委員：社会福祉法人有朋舎・集いの家の職員です。

委員：公募で選んでいただきました。NPO日本せきずい基金で事務局スタッフをしています。

4 会長及び副会長の選出

事務局：次に、会長及び副会長の選出をお願いします。会長選出にあたっては、要綱に従い、委員の互選となっています。

委員：事務局の案がありましたら、ご提示をお願いします。

事務局：会長は、丸山委員にお願いしたいと考えております。

(拍手)

会長：かつて市の障害者計画の委員をさせていただきました。よい計画を作りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局：次に、要綱に従い丸山会長に副会長の指名をお願いします。

会長：副会長には起草等の役割を果たしていただくことも考えております。於保委員にお願いしたいと思いをします。

(拍手)

副会長：こういった肩書きのものは初めてですが、よろしくをお願いします。

5 障害福祉計画検討依頼

事務局：検討依頼書を市長から会長にお渡しします。委員の皆様には、事務局から写しを配布させていただきます。

(検討依頼書を市長から会長に手渡す。事務局から委員に写しを配布する。市長退席。)

6 議題

事務局：それでは、議事に入ります。ここからは、議事進行を丸山会長にお願いします。

(1) 障害福祉計画策定の趣旨について

会長：資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から、資料3について説明)

会長：市では既に似たような計画を作っているのではないですか。また、その計画と本計画は、どのような関係にあるのですか。

事務局：総合計画の下位に位置する福祉計画の中に、障害者福祉の基本計画があります。この計画は、平成19年度までのものですので、本計画の内容をふまえ、障害者基本法で策定が義務付けられた障害者計画を策定する必要があると考えています。また、今後、本計画と総合計画・福祉計画との内容のすり合わせも必要であると考えています。

会長：本計画とは別に障害者基本法に基づく障害者計画を作る必要があるのですね。本計画は、障害者計画の一部ですか、障害者計画へ提案するものですか。

事務局：詳細は未定ですが、本計画は必要なサービス量を見込むものですので、この見込を大幅に変更するような内容の障害者計画を作ることは難しいと考えております。

事務局：市には、平成15～19年度を計画年度とする福祉計画がありますが、本計画は平成18～20年度の3年分について策定していただくものです。次の福祉計画をどのような形で作るかは、今後検証していきます。

会長：本計画は、障害者の地域生活支援という狭い範囲の課題について集中的に計画を策定するものです。障害者計画の中にも数値目標はあるはずですが、そことの関係はどのように考えていますか。

事務局：一致すべきものと考えます。

会長：厚生労働省としては全国的な数値を把握し、財源確保に生かしたいということですね。

事務局：各種計画の関連性について、分かりやすい資料を次回ご用意してご説明します。

会長：本協議会では、障害を持った人の地域生活をどうするかについて議論していきます。

その中で、厚生労働省が障害福祉計画で定めるべきとしている以外の事項の話も出てくる可能性があります。どう扱いますか。次回の計画に生かしてもらうように幅広く議論し、意見を述べることにするというのはどうですか。

事務局：厚生労働省が障害福祉計画で定めるべきとしている以外の事項についても、計画に載せられるものは載せていきたいと思えます。

会長：協議会の意見と市が策定する計画は必ずしも一致しないはずですので、障害者が地

域で生活していくのに必要なものについては、提案していくこととします。

委員：本計画は、新しい制度の中で、どのくらいのサービス量が必要かという計画なのではないのですか。

会長：障害福祉計画が障害者の地域生活全体を考えたものであるならば、必要なものについては載せていくべきなのではないでしょうか。

委員：限られた財源を有効に活用するためにも、養護学校では就労支援に力を入れていきます。公的機関における実習や臨時就労等についても要望してよいでしょうか。

事務局：12月までにご報告いただくスケジュールの範囲内での検討をお願いします。

委員：計画に載せるかどうかは別として、限られた時間の中でも、障害者の地域生活に重要なことは議論していきましょう。

(2) 府中市障害福祉計画策定スケジュールについて

会長：資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から、資料4について説明)

会長：市の障害者計画は、先駆的内容で、日本でもトップクラスのレベルにあると思われまます。今回の障害福祉計画についても、国の求める目標値を上回る計画が出来るのではないのでしょうか。

事務局：従来は自治体間で行政水準の高さを競ってきましたが、近隣自治体とのバランスを考えなければならない時期に来ていると思われまます。高い行政水準が人口の流入を呼び、結果的に従来水準を維持することが難しくなるのではないかと危惧する市民の声があるのも事実です。こうした点も念頭に入れて本計画を検討していただきたいと存じまます。

会長：かつての障害者計画が市民に対しどのようなプラスの影響を与えたか調べてみてはどうでしょうか。市民はかなり恩恵を受けているはずです。

事務局：府中市では一般会計に占める民生費の割合が48パーセントと、近隣市と比較し抜きん出ており、議会からも賛否さまざまな意見を頂いているところです。

会長：突出しているサービスが、市を良くしているのではないのでしょうか。市民も実感していると思うので、調べてみてはどうでしょうか。

委員：誰もが障害者になり得るのですから、一般の市民の人にも、障害者になった場合はこれだけのサービスが受けられるのだと肯定的な意識でとらえてもらいたいと思ひまます。

会長：その期待をどのように計画に入れるか、知恵を出していくことが必要です。

事務局：国は、1割以上の施設入所者の地域生活への移行、退院可能な精神科病院入院患者7万人の解消、福祉施設から一般就労への移行の4倍増加という目標を掲げており、障害福祉計画はこれを達成するにはどうすべきかという計画になります。

- 会 長：府中市は目標を既にクリアーしているのではないですか。していなくても簡単に達成できるのではないですか。府中市障害者計画では、市民は都外の施設に入所する必要がない計画になっていたはずです。
- 委 員：今回の計画は、障害者が働き、社会参加できる基盤づくりが柱となると思います。これまでの障害者計画では、お金を払わなくてもサービスが受けられましたが、自立支援法による制度改正で、障害者もお金を払わなければならなくなりました。今後は、障害のある人もない人も納得できるまちづくりが重要だと思います。
- 会 長：障害者が社会生活を営める基盤があるかどうか、無いならば基盤をどうするか、何の支援があれば一般就労ができるのかを議論していくことが必要なのではないのでしょうか。
- 委 員：知的障害者の場合、早期発見・適切な教育とライフステージに応じた段階を踏まないと一般就労まで結びつきにくい状況があります。
- 会 長：メニューはあるが機能していない、一般就労のためのネットワークもあるにはあるが機能していないというというのが現状です。
- 委 員：精神障害者の場合、安易な一般就労は病状悪化の危険もはらんでいます。
- 会 長：こういうサービスがあれば、その危険を回避することができるということを議論、提案していく必要があります。
- 委 員：グループ就労等であれば一般就労も可能かと思えます。
- 会 長：厚生労働省は先進事例に学べと強調しています。市でもこういう事業に取り組んではどうかと提案していくことが必要ではないのでしょうか。障害者の一般就労を目指すというこれまでの方向性は間違っていなかったが、条件が整っていなかったということですか。
- 委 員：法定雇用率は達成できていますか。
- 事務局：市役所は達成していますが、市内の事業所の中には、達成していないところもあります。
- 会 長：前回の計画策定の際も、達成していない事業所に対し、市として何か出来ないかという議論がありました。
- 委 員：達成していない事業所に対し、反則金を課すということはやっているはずですが、市としても何か出来ないのでしょうか。
- 会 長：これまでは就労事業は市が直接やらないが多かったのですが、障害者自立支援法では市が直接実施することが期待されています。計画の中身については今後話し合うこととして、計画については、障害者の地域生活のために何をやらなくてはならないのかを議論していきましょう。
- 委 員：アンケートの中でサービス量を見込むことになっているようですが、障害区分の判定の結果によって、サービス量に差異が生じるのではないのでしょうか。
- 会 長：判定の結果、従来受けられていたサービスが受けられなくなってしまう場合、市としては、どのように考えているのですか。制度の変更により、サービスが受けられ

ない、あるいは、サービスを受けることを断念したというケースが出てきています。

事務局：平成 23 年度のサービス量の見込みについて、訪問系サービスについては 1.8 倍、日中活動系サービスについては 1.6 倍など、国がある程度のガイドラインを出しています。

事務局：サービス見込量は、国がある程度のガイドラインを出しており、平成 23 年度の目標値を設定するソフトが提供されています。これにより算出された目標値が適切かどうかについては、今後皆様に検討していただきます。認定審査会での区分判定については、これから実施することになりますが、これまで受けていたサービスが受けられない区分に判定された場合、どのように取り扱うかについては、これから詰めていきます。

会長：制度の変更により地域生活が出来なくなるケースが全国で起きていますが、市では、そういったことにはしないという決意で取り組む必要があると思います。どうしたらサービスを維持できるかを考える必要があるのではないのでしょうか。

委員：市内に引きこもりの人がどのくらいいるか把握しているのでしょうか。

会長：可能であれば調査したいということですね。

委員：保健所としては広報はしていますが、相談に来てくれないと分からないというのが現状です。

会長：現状を可能な限り把握することが必要ですね。状況を見て、どういうサービスが必要かを判断する必要があります。市では障害を持っている人はどのくらいいるのですか。

事務局：市の人口が 24 万人、3 障害の手帳をお持ちの方が 8,300 人程度といわれています。障害者数等の資料は次回ご用意します。

委員：3 障害の中でも精神障害者のサービスが遅れているので、3 障害同等のサービスが受けられるようにしてほしいと思います。

会長：厚生労働省も精神障害者のサービスが遅れていることを認めています。その中で、どの分野から同等のサービスを提供していくのかポイントを見極める必要があります。こうしたことに対し市民の理解を得ていくことが重要になってくるのではないのでしょうか。

委員：こころの健康フェスティバル等のイベントはありますが、どこまで理解されているかは分かりません。もっと PR できるようにするのが障害福祉計画だと思います。

会長：計画の中に入れるべき項目、調査すべき項目を次回までに考えておいてください。

(3) 次回日程について

平成 18 年 7 月 18 日 (火) 午後 4 時 30 分

(4) その他

会 長：傍聴はありますか。

事 務 局：会議は公開することとなっていますので、次回からは傍聴者がいる可能性があります。

会 長：議事録はどうしますか。

事 務 局：発言要旨録という形でご用意したいと考えています。

会 長：発言要旨録という形でよろしいですね。

事 務 局：議事録は委員名を伏せて公開することになります。

会 長：それで構いませんね。そのようにしてください。市内の障害者団体の意見を聞くことはしませんか。

事 務 局：障害者アンケートの中で検討しております。

会 長：平素から障害者団体から要望されていることがあれば資料として出してください。現在の障害者計画と国の基本指針を参考資料として送ってください。市民へ与えた影響が分かるもの、評価されているものがあれば出してください。

以上